

工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の見積の参考とするため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものであり、契約約款第1条の設計図書ではありません。見積額は入札参加者が契約を履行できる金額で計上してください。

また、この資料は契約を拘束するものではなく、この資料をもって変更等の協議には応じません。

なお、本資料の有効期限は、この工事の開札日までとします。

(留意事項)

令和6年度4月公告分より、営繕積算システムRIBC2標準単価作成システムを導入し運用しています。

システム内で使用する単価データについては、予算の関係上、全て季刊発行の刊行物に合わせて採用しています。なお、建設資材の中でも価格変動のある資材(鉄筋、鉄骨等)については、市場調査を行い採用しております。

| 工事名 | | |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 単価採用日 | | 2024年 6月 |
| | 刊行物 | 一般財団法人 建設物価調査会発行 季刊建築コスト情報 2024.4 春号 |
| | | 一般財団法人 経済調査会発行 季刊建築施工単価 2024.4 春号 |
| | | 一般財団法人 建設物価調査会発行 月刊建設物価 2024.6 月号 |
| | | 一般財団法人 経済調査会発行 月刊積算資料 2024.6 月号 |
| 積算基準適用版 | 公共建築工事積算基準(平成28年12月20日付け国営積第18号) | |
| | 公共建築工事共通費積算基準(令和5年3月29日付け国営積第8号) | |
| | 公共建築工事標準単価積算基準(令和5年3月29日付け国営積第8号) | |
| | 公共建築工事積算基準等資料(令和5年3月29日国営積第8号-2) | |
| | 公共建築工事積算研究会参考歩掛り(令和5年) | |
| | 営繕積算システム等開発利用歩掛り(令和5年版) | |
| | 営繕積算方式活用マニュアル(令和3年4月) | |
| 刊行物単価の優先順位 | ①伊賀、②津、③四日市、④名古屋、⑤大阪の順に適用 | |
| 週休2日制の補正 | なし | |
| 共通費情報 | 主たる工事 | 電気設備工事 |
| | 工種別区分(建築工事) | 建築工事 改修工事 |
| | 工種別区分(電気設備工事) | 電気設備工事 改修工事 |
| | 工種別区分(機械設備工事) | なし |
| | 工種別区分(昇降機設備工事) | なし |
| | 共通仮設費算定工期(T) | 4.0 か月 |
| | 監理事務所 | 監理事務所を設けない |
| | 契約保証費 | 金銭的保証 |
| | 前払金支出割合 | 35%を超える場合 |

(直接工事費計上分)

別添の参考数量書によります。

その他

| | |
|-----------|----------------------|
| 処分費 | あり (以下のとおり、計上しています。) |
| 建築物 | |
| 電気設備工事 | 33,400円 |
| 機械設備工事 | |
| 昇降設備工事 | |
| 鉄スクラップ控除 | あり (以下のとおり、計上しています。) |
| 建築物 | |
| 電気設備工事 | 79,250円 |
| 機械設備工事 | |
| 昇降設備工事 | |
| 非鉄スクラップ控除 | なし |
| 建築物 | |
| 電気設備工事 | |
| 機械設備工事 | |
| 昇降設備工事 | |

(共通仮設費積上分) 注釈1参照

別添の参考数量書によります。

(現場管理費上分)

別添の参考数量書によります。

(一般管理費積上分)

別添の参考数量書によります。

(注)

1. 共通仮設費(積上げ)

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築工事標準(電気又は機械工事編)に基づく試験費については、共通仮設費に含むものとする。

2. 発生材処分費の取り扱いについて

発生材処分費(スクラップ控除を除く)を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

3. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して計算する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。

(3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場

管理費に計上する。

(4)一般管理費は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

4. 物価等資料掲載価格について

物価等資料掲載価格を比較し、平均値を採用する。

5. 直接工事費の積算について

(1)公共建築工事積算基準における、その他率(下請け諸経費)は各工種毎の中間値+1%を採用する。

(2)共通仮設費積上分の、その他率(下請け諸経費)は労務費を対象とし、仮設の中間値+1%を採用する。

但し、建設機械賃料については、特記なき限り、物価資料の単価とし、その他率は乗じない。

6. とりこわし工事

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

7. 営繕工事の契約について営繕工事に係わる契約は図面契約のため、契約図書は特記仕様書及び図面のみで、営繕工事に係わる契約は図面契約です。